

市・県民税の申告が必要な人

今年の1月1日現在で市内に居住していた人は、原則として申告しなければなりません。市では、前年の申告内容をもとに、今年申告が必要と思われる人に申告書を送付していますが、申告書が送付されなかった人でも申告が必要な場合があります。下表を参考に申告されるようお願いいたします。

令和2年1月1日現在、高萩市に住んでいた人

令和元年中に収入のあった人

給与所得者

- (1) 給与支払報告書が勤務先から高萩市に提出されていない人
- (2) 2ヶ所以上から給与をもらっている人
- (3) 給与所得者以外に営業、不動産等の収入があった人(給与以外の所得が20万を超えるときは、確定申告をする必要があります。)

給与所得者以外の人

- (1) 令和元年中に、個人年金、営業、農業、不動産等の収入があった人
- (2) 公的年金収入のある人で、社会保険料控除、医療費控除等を受ける人

令和元年中に収入のなかった人

- (1) どなたの扶養にもなっていない人
- (2) 国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している人
※ 申告書の提出がないと保険税(料)の算定や減額等ができません。
- (3) 医療福祉制度(マル福)を受給している人

次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。ただし、(2)、(3)に該当する人のうち、医療費、社会保険料、雑損、その他控除を受ける場合は申告が必要です。

- (1) 所得税の確定申告書を提出した人、または提出予定の人
- (2) 1ヶ所からの給与所得のみで、給与支払報告書が勤務先から高萩市に提出されている人
- (3) 収入が公的年金(国民年金、厚生年金など)のみの人で、所得税がかからない人

申告相談の期間・会場

[期間] 令和2年2月17日(月)から3月16日(月)まで
※土・日は除きます。ただし、**2月23日の日曜日**に限り受付します。

[時間] 午前8時30分から午後4時まで

[会場] 高萩市役所 1階

※開場時間は午前8時です。開場時間前にお越しいただいても外でお待ちいただくことになりますので、ご注意ください。

※申告相談開始後1週間程度は、会場が大変混雑しますので、長時間お待ちいただく場合があります。

※市役所駐車場も混雑しますので、満車の場合は図書館等駐車場をご利用ください。

申告に必要なもの

- 1** 申告書(前年の控えがあれば持参してください)
- 2** 利用者識別番号の通知書(所得税申告者)
市役所で所得税の確定申告をする人は、「利用者識別番号」が必要となります。
※税務署より送付された確定申告のお知らせハガキは必ずご持参ください。
- 3** 印鑑(所得税申告者は不要)
- 4** 申告者名義の預金通帳
- 5** 社会保険料の支払い額がわかる領収書など(国民健康保険税・国民年金保険料については市役所で申告相談する人は不要)
- 6** 生命保険、地震保険等の支払い保険料証明書
- 7** 医療費控除を申告する人は、医療費控除の明細書(必ず「医療費控除の明細書」に記載してください)
- 8** 源泉徴収票(給与所得や年金所得がある人)
- 9** 営業・農業・不動産所得等がある人は「収支内訳書」または「農業所得のお尋ね」

その他、所得により必要となる書類がありますので、ご不明な点は税務課へお問い合わせください。

市役所では受付できない確定申告

下記に記載する所得等のある人は、日立税務署が開設する確定申告会場(日立シビックセンターマープルホール)か国税庁ホームページを利用し、確定申告をしてください。

- ・ 株式等の譲渡所得など
- ・ 申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得
- ・ 利子所得
- ・ 土地、建物等の譲渡所得(収用による譲渡を除く)
- ・ 退職所得
- ・ 先物取引の雑所得など
- ・ 山林所得
- ・ 住宅借入金等特別控除(1年目)

2月17日(月)から3月16日(月)まで
税の申告が始まります

今年も所得税及び市・県民税の申告時期が近づいてきました。

所得税の確定申告は、日立税務署で受け付けていますが、2月17日から3月16日に限り、市役所でも受け付けています（青色申告者・分離課税申告者等を除く）。申告が必要な人は、受付日時等を確認し、期日までに申告を済ませましょう。

所得税の確定申告

■問合せ 日立税務署 ☎0294-21-6346 (自動音声案内)

確定申告が必要な人

販売業・製造業・農業・漁業・サービス業等を営んでいる人や、地代・家賃・不動産売却等の所得がある人で、令和元年中の各所得金額の合計が、社会保険料控除や扶養控除等の所得控除合計額を超える人は、確定申告が必要です。ただし、令和元年分の公的年金等の収入金額の合計金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合を除きます。

また、給与所得者、いわゆる会社員の人で、年末調整で所得税の精算が終わっている人は、申告の必要はありませんが、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人は、確定申告が必要です。

- (1) 年収が2千万円を超える人
- (2) 1ヶ所から給与を受けている人で、給与所得以外の所得が20万円を超える人
- (3) 2ヶ所以上から給与を受け取っている人で、年末調整をされなかった給与収入と給与以外の所得の合計額が20万円を超える人

※確定申告が必要でない人でも、次のような場合に申告すると、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ・住宅をローンで取得した場合
- ・年の中途中で退職し、その後再就職していない場合
- ・災害や盗難にあった場合
- ・多額の医療費を支払ったとき など

申告書にはマイナンバー(個人番号)
が必要です

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の導入により、申告には下記が必要になります。お忘れのないようご注意ください。

- ◆申告書へのマイナンバー(個人番号)の記載
◆番号確認および本人確認
ができる書類の提示または写しの添付(郵送提出
の場合を含む)



確定申告の期間・会場

【期間】 令和2年2月17日(月)から3月16日(月)まで
(土・日を除く)

ただし、2月24日(月)と3月1日(日)に限り、中央
ビル4階(水戸市泉町2-3-2)で申告相談等を行
います。

〔時間〕 午前9時から午後4時まで

[会場] 日立シビックセンター マーブルホール

(日立市幸町1-21-1 新都市広場地下1階)

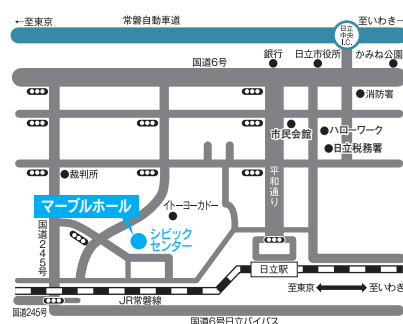
※日立シビックセンターの駐車場は有料です。

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお
越してください。

相談内容が複雑な場合は、午後3時頃までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

※確定申告会場開設期間中は、日立税務署庁舎では申告相談を行っておりません。(開設期間以外は日立税務署での受付になります。)



e-Taxを利用しましょう

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できます。

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの人は、令和2年1月から、IDとパスワードの入力で利用できます。

作成した申告書は、e-Taxで送信、または印刷して提出してください。

「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関する
ご質問・ご相談は、[国税庁ホームページで検索するか電話](#)
(0294-21-6346)にてお問い合わせください。

《e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(0570-01-5901)

【受付】月曜～金曜(祝日等および12月29日～1月3日を除きます)